

(6) リベラル民主

ア 議員定数について

現行94人から1人削減し、93人とする。

イ 選挙区について

合区により、現行42選挙区から8選挙区削減し、34選挙区とする。

ウ 具体的な内容について

(※選挙区の区域及び定数を変更しない選挙区は記載していない。)

現行選挙区	定数	改正案の選挙区	定数	増減
千葉市中央区	3	千葉市中央区及び千葉市稲毛区を合区	5	±0
千葉市稲毛区	2			
千葉市若葉区	2	千葉市若葉区及び千葉市緑区を合区	4	±0
千葉市緑区	2			
千葉市花見川区	3	千葉市花見川区及び千葉市美浜区を合区	5	±0
千葉市美浜区	2			
市川市	6		7	+1
流山市	2		3	+1
習志野市	2		3	+1
浦安市	2		3	+1
勝浦市・夷隅郡	1	勝浦市・夷隅郡及びいすみ市を合区	1	△1
いすみ市	1			
銚子市・東庄町	2	銚子市・東庄町及び旭市を合区	2	△1
旭市	1			
香取市・神崎町・多古町	2	香取市・神崎町・多古町及び匝瑳市を合区	2	△1
匝瑳市	1			
君津市	2	君津市及び富津市を合区	2	△1
富津市	1			
鴨川市・南房総市・安房郡	2	鴨川市・南房総市・安房郡及び館山市を合区	2	△1
館山市	1			

エ 主な考え方について

政令市と中核市は県の権限を多く保有（保健所等）していることから例外扱いとし、議員一人あたりの人口の較差が3倍を超えないことに配慮しつつも、以下の新しい原則は適用しない。

また、政令市については、県の権限を中核市よりも多く保有している自治体であるため、将来的な定数減の可能性も視野に入れつつ、単独の区が一つの選挙区とならないようにする（隣接複数区で一つの選挙区とし、全3選挙区とする）。

新しい原則とは、議員一人あたりの人口の全県平均の概ね3分の2を下回る選挙区を作らないという考え方である。

全体として、遅くとも令和9年の任期満了選挙までに、①議員一人あたりの人口の較差が2未満となるよう、②全体の定数が減る方向、③政令市と中核市においては同較差が2以上2.5人未満となるよう（政令市の方が較差が大きくなるように）定数の抜本的な改革を行うことに向け検討を開始することが望ましい。